

取 扱 要 領

防災・減災対策等強化事業推進費取扱要領

令和2年3月27日 国広調第17号  
国土交通省国土政策局長から内閣府大臣官房長、厚生労働省政策統括官（総合政策担当）、農林水産省農村振興局長、経済産業省地域経済産業グループ長、環境省大臣官房長、（国土交通省）総合政策局長あて  
最終改正 令和3年6月24日 国広調第40号

1. 目的

防災・減災対策等強化事業推進費（以下「推進費」という。）は、年度当初に予算に計上されていない事業について、事業推進に向けた課題が解決されたこと、災害が発生するおそれが急遽高まっていること又は災害により被害が生じていることなど、年度途中で事業を実施すべき事由が生じた場合に、緊急的かつ機動的に事業を実施し、再度災害防止や安全な避難経路の確保等※1を含む防災・減災対策（以下「防災・減災対策」という。）を強化することを目的とする。

2. 対象事業

一定の計画等※2に基づき、公共事業関係費※3をもって実施する事業で、事業の早期実施により効果が適切に発現するもの。ただし、事業の実施に新規事業採択時評価を要するものについては、当該評価が実施済みであるものに限る。

3. 対象事業主体

国（関係する所管独立行政法人を含む。）又は地方公共団体、民間事業者

4. 採択要件

(1) 推進費を充当する事業に係る基本的な考え方は、以下のとおりとする。

防災・減災対策の強化を図るものであることから、単なる維持管理費用※4など、防災・減災の機能を現行よりも強化する効果に乏しいものには充当しない。

(2) 上記の基本的考え方を踏まえ、対象となる事業は以下のいずれかの要件を満たすものとする。

- 1) 災害※5を受けた地域等※6における再度災害防止等※7を図る事業であって、住民、利用者等の安全・安心の確保に資する事業（「災害対策事業」という。）。
- 2) 交通事故※8が発生した箇所等※9において公共交通※10の安全性の向上を図る事業であって、住民、利用者等の安全・安心の確保に資する事業（公共交通安全対策事業という。）。
- 3) 事業推進により早期に防災・減災効果を発揮する事業であって、以下の①及び②の要件を満たす事業（「事前防災対策事業※11」という。）。
  - ① 当該事業を行おうとする地方公共団体において、各種の土地利用規制の適切な運用など、ソフト面での防災・減災等に資する対策が図られていること（以下、「ソフト面での防災・減災対策」という。）。
  - ② 以下のいずれかの要件を満たすこと。

解 説

※1 「交通事故の再発防止」を含む。

※2 事業の実施主体が防災・減災対策等強化事業推進費要求書等作成要領に従い作成する、災害を受けた地域等における再度災害防止等を図るための計画、または交通事故が発生した箇所等において公共交通の安全性の向上を図るための計画を含む。

※3 災害復旧等事業及び交付金事業を除く。

ただし、交付金事業においては、災害対策事業、公共交通安全対策事業及び事前防災対策事業で、原則年度途中に新たな事象が確認され、追加対策（予算）が必要となったものについてはこの限りではない。

※4 施設等の機能維持のために継続的かつ計画的に実施する作業に係る費用を指す。

※5 対象となる「災害」は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により生じる災害とし、以下の要件のいずれかを満たすもの。

(1) 降雨

・24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上の降雨により発生した災害

・1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上の降雨により発生した災害

(2) 強風

最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m/秒以上の風により発生した災害

(3) 豪雪、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により発生した災害

被害の程度が比較的軽微と認められない災害

ただし、上の要件のいずれかを満たす場合であっても、甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害については、対象とならない。

※6 他地域の被災を契機として災害対策に係る事業を実施する地域を含む。

※7 大規模自然災害時における被害拡大及び二次災害の防止、負担法・暫定法の対象に位置付けのない公共土木施設等の機能回復、緊急点検結果を踏まえた災害の未然防止等。

※8 対象となる「交通事故」は、道路、鉄道、航路、港湾、航空路、空港といった公共交通を支える社会基盤における重大な事故。(①～④に掲げる事故であって、社会的に影響の大きい事故。)

① 死傷者を伴う事故

② 現場関係者の適切な対処により死傷者を伴う事故を回避できたが、対策を行わなければ死傷者を伴う事故が発生するおそれが極めて高いと予想される事象

取 扱 要 領

- イ) 社会資本整備重点計画（第五次計画）（令和3年5月28日閣議決定）（以下、「社重点」という。）の重点目標1に係る指標の向上に資する事業であること。
- ロ) 社重点の重点目標3に係る指標のうち、安全な移動・生活空間の整備の向上に資する事業であること。
- ハ) 社重点の重点目標3に係る指標のうち、上記のロ) に示すもの以外で防災・減災対策の推進に資するものの向上に資する事業であること。ただし、三大都市圏<sup>※12</sup>以外の地域に重点を置いて実施するものに限る。
- ニ) その他上記イ) からハ) までを満たす事業以外のもので、防災・減災対策の推進に著しく高い効果を発揮することが見込まれる事業<sup>※13</sup> であること。

5. その他

- (1) 推進費による事業の国庫補助率は、各府省で定められた当該事業の国庫負担率、国庫補助率<sup>※14</sup>に従う。（地域開発特例法等で特別に、負担率、補助率の嵩上げの措置が図られている場合についても同様とする。）
- (2) 測量設計費、用地費及補償費等は、対象事業の必要な範囲に限る。
- (3) 推進費は、別に定める防災・減災対策等強化事業推進費要求書等作成要領（以下「作成要領」という。）に従って、推進費による事業を所管する省（以下「所管省」という。）が要求するものとし、推進費の要求にあたっては、あらかじめ事業の実施主体が作成するものとする<sup>※15</sup>。
- (4) 国土交通省は、推進費の配分に合わせ、事業箇所毎に事業名、施行地、実施計画額及び事業内容について公表する。
- (5) 所管省は、国土交通省から推進費の移替え若しくは繰入れ等<sup>※16</sup> が行われた後、当該事業の内容又は事業費を変更しようとするときは、国土交通省の了承を得なければならない。
- (6) 所管省は、推進費による事業完了後、その実施状況を国土交通省に報告しなければならない。
- (7) 当該事業を社会資本整備総合交付金で実施する場合、「社会資本整備総合交付金に係る計画等について（平成22年3月26日付け国官会第2318号）」第2第1項の実施に関する計画については、防災・減災対策等強化事業推進費に係る交付金事業のみを記載した計画を作成すること。また、当該事業以外の事業に流用することは認めない。
- (8) 北海道特定特別総合開発事業推進費及び沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費の対象となる事業には、本推進費は使用しない。

附則

（施行期日）

- 1. この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和3年6月24日から施行する。

解 説

- ③道路の通行止めや公共交通機関の遅延、運休等により社会経済的に大きな影響を与えた事故
- ④全国的な緊急点検や再発防止対策等の起因となった想定外の事故

※9 他箇所の重大な事故を契機として実施する箇所を含む。

※10 「道路又は一般交通の用に供する鉄道若しくは軌道による交通（陸上交通）」、「船舶による交通（海上交通）」及び「航空機による交通（航空交通）」を総称して公共交通と呼ぶ。

※11 「事前防災対策事業」は、以下の対策のいずれかに該当するもの。

- (1) 事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策
- (2) 新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策
- (3) 突発的な事象が発生し、緊急的な対策を必要とする箇所、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策

※12 東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）、名古屋圏（愛知県、三重県、岐阜県）

※13 国土交通省所管以外の事業を対象とする。

ただし、地方公共団体等が作成する防災・減災に関する計画に具体的に位置づけられた事業で緊急性の高いものに限っては、国土交通省所管事業でも認められる。

※14 「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」等に基づく嵩上げの措置は、次のとおりとする。

- 直轄事業：当該年度事業分は当該年度において措置することになっているので、推進費による事業についても嵩上げの対象とする。
- 補助事業：当該年度事業分は翌年度において精算追加することになっているので、推進費による事業についても嵩上げは、翌年度において各府省で措置する。

※15 災害を受けた地域等における再度災害防止等に係る事業の要求にあたっては、被災前の維持管理状況を国土交通省に説明するものとする。

また、交通事故が発生した箇所等において公共交通の安全性の向上に係る事業の要求にあたっては、現地の状況等を踏まえながら、総合的な事故の再発防止対策等の検討を行い、効果的な対策が講じられるよう努めるものとする。

※16 国土交通省内における「目の確定」